

第2回徳山ダムモニタリング部会

配付資料一覧

- 資料1 第2回徳山ダムモニタリング部会 議事次第
- 資料2 徳山ダムモニタリング部会 委員名簿
- 資料3 第2回徳山ダムモニタリング部会 出席者名簿
- 資料4 第1回徳山ダムモニタリング部会審議メモ
- 資料5 モニタリング調査計画(案)
- 参考資料1 中部地方ダム等管理フォローアップ委員会規約(抜粋)
- 参考資料2 徳山ダムモニタリング部会規約

第2回徳山ダムモニタリング部会

議事次第

1. 開会
2. 主催者挨拶
3. 委員の変更について
4. 審議内容等
 - (1) 前回（第1回）部会の審議内容等の確認
 - (2) 徳山ダム建設事業の進捗状況について
 - (3) モニタリング調査計画について
 - (4) その他
5. 閉会挨拶

資料－２

徳山ダムモニタリング部会 委員名簿

氏名	専門	所属
あべ 阿部 學	鳥類 (猛禽類)	特定非営利活動法人 日本猛禽類研究機構 (Raptor Japan) 理事長
こまだ 駒田 のりとも 格知	魚類	名古屋女子大学家政学部 教授
さいじょう 西條 よしみち 好迪	植物	岐阜大学流域圏科学研究センター 助教授
なかむら 中村 ひろし 浩志	鳥類	信州大学教育学部 教授
のひら 野平 てるお 照雄	昆虫類	自然学総合研究所 研究員
ふじた 藤田 ゆういちろう 裕一郎	河川工学	岐阜大学流域圏科学研究センター 教授
まえだ 前田 きしお 喜四雄	哺乳類	奈良教育大学自然環境教育センター 教授
まつい 松井 まさふみ 正文	両生類・は虫類	京都大学大学院 教授
まつお 松尾 なおき 直規	水質	中部大学工学部 教授

(五十音順)

平成18年7月25日

第2回徳山ダムモニタリング部会出席者名簿

【委員】

阿部 學	日本猛禽類研究機構理事長
駒田 格知	名古屋女子大学教授
西條 好迪	岐阜大学助教授
中村 浩志	信州大学教授
野平 照雄	自然学総合研究所研究員
藤田 裕一郎	岐阜大学教授
前田 喜四雄	奈良教育大学教授
松井 正文	京都大学大学院教授 (欠席)
松尾 直規	中部大学教授

(五十音順)

【国土交通省】

(中部地方整備局)

浅野 和広	河川調査官
笹森 伸博	流域調整官
末松 義康	河川環境課調整係長
木口 喬介	河川環境課技官
渡邊 守	河川管理課課長

(横山ダム工事事務所)

高木 守夫	工務課長
-------	------

【独立行政法人水資源機構】

(本社)

赤尾 恒博	環境室自然環境課長
嶋田 啓一	環境室自然環境課課長補佐

(中部支社)

為沢 長雄	副支社長
早川 信光	建設部次長
小谷 敏明	審議役
後藤 孝	建設部第一設計課課長補佐
草苺 智弘	建設部第一設計課

益山 高幸 管理部施設課参事役

(徳山ダム建設所)

自閑 茂治	所長
村尾 浩太	副所長
大野 秀也	環境課長
梶谷 隆志	環境課主幹
陶山 武士	環境課主幹

【(財)ダム水源地環境整備センター】

高野 安二	技術参与
今本 博臣	研究第三部岐阜分室長

「第1回徳山ダムモニタリング部会」審議内容メモ

日 時：平成 17年11月21日（月） 13:00～15:45

場 所：KKRホテル名古屋 3階 蘭の間

出席者：（委員）佐藤部会長、阿部委員、駒田委員、西條委員、中村委員、藤田委員、前田委員、松尾委員（五十音順）8名
（事務局）35名（一般傍聴）7名（報道機関）4社

【審議内容等】

1. 部会長について

部会長については、フォローアップ委員会より佐藤正孝委員（名古屋女子大学名誉教授）が指名されたことが報告された。

2. 設立の趣意、規約、部会の公開について

- 1) 設立の趣意、規約については事務局より説明がなされ了解した。
- 2) 部会の公開については資料6のとおり公開することで了解した。

3. 徳山ダム建設事業の進捗状況について

徳山ダム建設事業の進捗状況について報告がなされた。あわせて、徳山ダムモニタリング部会等のスケジュールについて説明がなされた。

4. 既往調査結果概要等について

徳山ダム建設事業等において実施された水環境、動植物、生態系等の調査結果の概要及び徳山ダム建設所が実施及び実施を予定している環境保全対策の取り組み状況について説明がなされた。

5. 今後実施するモニタリング調査計画（案）の概要について

モニタリング調査計画（案）の概要について説明がなされ、審議し、以下のとおり指摘した。

- 1) モニタリング調査計画の基本方針については、部会として了解する。なお、モニタリング調査計画の詳細内容については、今後、プロジェクトチームで検討する。
- 2) 試験湛水時のダム下流域における流況の変化を提示すること。
- 3) ワシタカ類調査については、行動圏の変化等、質的な変化を定量的に評価できる手法をプロジェクトで検討すること。
- 4) 水質調査の地点計画について、具体案を検討すること。
- 5) 水鳥の調査地点については、定点の他に船を利用した移動観察調査の実施についても検討すること。また、調査時期についても特に湛水初期の段階に複数回行えるよう留意すること。
- 6) ダム運用後の流水の正常な機能の維持を評価するための調査項目について追加すること。

6. 審議内容の確認

本日（平成 17年11月21日）の審議結果を本メモに基づいて確認した。

以 上

参考資料 1

中部地方ダム等管理フォローアップ委員会規約

(名 称)

第1条 本会は、「中部地方ダム等管理フォローアップ委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(設置者)

第2条 委員会は、中部地方整備局長及び水資源開発公団中部支社長(以下「中部地方整備局長等」という。)が設置する。

(目 的)

第3条 委員会は、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度の実施について(平成14年7月24日国河環第32号)」(国土交通省河川局長達)に基づきフォローアップ調査の実施、結果の分析及び評価について中部地方整備局長等に対して意見を述べ、ダム等の管理の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上に資することを目的とする。

(対象ダム等)

第4条 委員会の対象ダム等は、別表のとおりとする。

(委員会)

第5条 委員会の委員は、学識経験を有するもののうちから、中部地方整備局長等が委嘱する。

2 委員会には委員長を置くこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。

3 委員長は会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第6条 委員会は、ダム等に関するモニタリング調査もしくは定期報告書にとりまとめられた調査結果の分析・評価について検討を行うため必要がある場合には、委員会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該ダム等に関し学識経験を有する者のうちから、中部地方整備局長等が委嘱する。

(堰部会)

第7条 別表に定めるダム等のうち、長良川河口堰については堰部会を設置することとする。

2 委員会は、堰部会の意見をもって、長良川河口堰に係るフォローアップ調査についての委員会の意見とすることができることとする。

3 部会に属すべき委員及び特別委員は委員長が指定する。

4 堰部会長

(1) 堰部会には部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

(2) 堰部会長は部会の事務を掌理する。

(3) 堰部会長に事故がある時は、堰部会に属する委員のうちから堰部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(モニタリング部会)

第8条 中部地方整備局長等は、特定のダム等についてモニタリング調査が実施される期間、委員会にモニタリング調査計画の作成又は変更及びその調査結果の分析・評価について意見を聞くため当該ダム等毎にモニタリング部会（以下「部会」という。）を設置することとする。

2 委員会は、部会の意見をもって、当該ダム等に係るフォローアップ調査についての委員会の意見とすることができることとする。

3 部会の名称は〇〇ダム（又は〇〇堰）モニタリング部会（以下「部会」という。）とする。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。

5 部会長

(1) 部会には部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

(2) 部会長は部会の事務を掌理する。

(3) 部会長に事故がある時は、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議 事)

第9条 委員会、堰部会、部会（以下「委員会等」という。）の会議は、それぞれの会長が召集し、議長をつとめる。

2 会議は委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

3 議事運営については、委員及び議事に関係のある特別委員の意見を聞いて定めることとする。

4 会議の終了の都度、その議事内容の概要を公表することとする。

(委員会又は部会の意見)

第10条 委員会は、フォローアップ調査の内容及びその調査結果の分析・評価について、委員及び特別委員の意見をとりまとめ、委員会の意見として述べることとする。

2 堰部会は、フォローアップ調査の内容及びその調査結果の分析・評価について、堰部会に属する委員及び特別委員の意見をとりまとめ、堰部会の意見として述べることとする。

3 部会は、モニタリング計画の策定及び調査計画の内容及びモニタリング調査結果の分析・評価について、部会に属する委員及び特別委員の意見をとりまとめ、部会の意見として述べることとする。

(資料の提示)

第11条 中部地方整備局長等は、委員会等の審議に際しフォローアップ調査の内容及びその調査結果の分析について説明を行い、委員会等からの求めに応じ必要な資料を提供する。

2 中部地方整備局長等は、特定のダム等に関するモニタリング調査検討結果について、委員会の求めに応じて説明を行い必要な資料を提供する。

(事務局)

第12条 委員会の事務局は、中部地方整備局河川部及び水資源開発公団中部支社管理部に置く。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成8年7月11日から施行する。

(一部改正)

平成12年11月27日

平成13年 3月 8日

平成14年 3月11日

平成15年 2月19日

参考資料 2

徳山ダムモニタリング部会規約

(名 称)

第1条 本会は、「徳山ダムモニタリング部会」（以下「部会」という。）と称する。

(設置者)

第2条 部会は、中部地方整備局長及び独立行政法人水資源機構中部支社長が設置する。

(目 的)

第3条 部会は、中部地方ダム等フォローアップ委員会規約（以下「委員会規約」という。）第8条第1項の規定に基づくモニタリング部会であり、モニタリング調査計画及び調査結果の分析の内容を審議し、中部地方整備局長及び独立行政法人水資源機構中部支社長に対して意見を述べることによって、徳山ダムの適切な管理に資することを目的とする。

(部 会)

第4条 部会の委員は、学識経験を有する者で構成し、別表-1のとおりとする。

- 2 部会には委員会規約第8条第5項（1）の規定に基づき部会長を置く。
- 3 部会は、プロジェクトチームを設置することができる。
- 4 部会長は会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(プロジェクトチーム)

第5条 プロジェクトチームは、部会で審議された方針に基づき組織し活動する。

- 2 プロジェクトチームのリーダーは、部会委員がつとめるものとし、複数の委員が参加する場合は、各委員の互選により選出する。
- 3 プロジェクトチームでの審議内容は、部会に報告する。
- 4 リーダーが必要と認めた場合は、部会委員以外の専門家を参加させることができる。

(公 開)

第6条 部会は、原則として公開とする。

- 2 ただし、部会長が必要と認めた場合には非公開とすることができる。

(議 事)

第7条 部会は部会長が招集し、部会長が議長を務める。

- 2 部会の会議は、部会に属する委員の2分の1以上が出席しなければ開催すること

ができない。

3 部会の議事運営については、部会に属する委員の意見を聴いて定める。

4 部会は、その議事内容の概要を公表する。

(部会の意見)

第8条 部会は、モニタリング調査計画の内容及びその調査結果の分析について、委員の意見をとりまとめ、部会の意見として述べる。

(資料の掲示)

第9条 徳山ダム建設所長は、部会の審議に際し、モニタリング調査計画の内容及びその調査結果の分析について説明を行い、部会からの求めに応じ、必要な資料を提供する。

(事務局)

第10条 部会の事務局は、徳山ダム建設所に置く。

(雑 則)

第11条 部会の委員に変更が生じる場合には、その都度部会に諮り、了承を得るものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成17年11月21日から施行する。

別表－ 1

徳山ダムモニタリング部会

委員名簿

氏名	専門	役職
阿部 學	鳥類 (猛禽類)	特定非営利活動法人 日本猛禽類研究機構 (Raptor Japan) 理事長
駒田 格知	魚類	名古屋女子大学 家政学部 教授
西條 好迪	植物	岐阜大学流域圏科学研究センター 助教授
中村 浩志	鳥類	信州大学 教育学部 教授
野平 照雄	昆虫類	自然学総合研究所 研究員
藤田 裕一郎	河川工学	岐阜大学 工学部 教授
前田 喜四雄	哺乳類	奈良教育大学 教授
松井 正文	両生類	京都大学 教授
松尾 直規	水質	中部大学 工学部 教授

(五十音順)